



相原交番 だより



相模原北警察署
平成31年3月号
042-700-0110

巡回連絡カードのご記入にご協力お願い致します



3月は転勤、入社、入学、卒業式の時期であり引っ越しの多い時期です。相模原北警察署では、巡回連絡の実施に力を入れており、各家庭や会社等に「巡回連絡カード」の記入をお願いしています。このカードは、迷子、高齢者の方を保護した際の連絡や事件、事故、災害等非常の際にご家族等と連絡を行うために役立てるもので、カードは交番で厳重に保管していますのでご安心ください。

2月の 犯罪発生状況

空き巣	1件
万引き	1件
部品盗	1件

アポ電に注意!

「アポ電」強盗とは、オレオレ詐欺や振り込め詐欺などの特殊詐欺のように、息子や役所、金融機関の人物を装って電話をかけてきます。

特殊詐欺との違いは、ATMで振り込ませてお金を取るのではなく、電話の会話の中から資産状況や住所などを特定し、更に生活パターンや家族構成などを探った上で、自宅等に強盗に入るのです。

対策としては、在宅時でも留守番電話設定を活用し、不審な電話の相手とならないことが一番です（家族や友人等との連絡の際には、合言葉など対応策を決めておきましょう。）。もしも、対応してしまった場合は、躊躇せずすぐに警察署に通報又は相談しましょう。



貴方は、信号機について どのくらい知っていますか?

信号機設置の全国的な基準は警察庁が定めています。全てに該当する必要条件が5つあります。説明すると

- 1 自動車等が安全にすれ違うための車道の幅員の確保
- 2 歩行者が安全に横断するための必要な滞在場所の確保
- 3 主道路の自動車等の往復交通量が最大1時間300台以上
- 4 隣接する信号機との距離が原則150メートル以上
- 5 運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できる信号柱を設置できる

などの条件が必要です。

信号機の色配列は、縦型は上から赤、黄、青の順で、横型は向かって右から、赤、黄、青となり、道交法の施行令で配列が定まっております。正式名称は「車両交通信号灯器」です。世界共通で青、黄、赤が用いられています。

